

BEPSへの取組みの結果、わが国法人の大勢を占める

3月決算法人の移転価格の文書化義務期限が経過し、国別報告書(CbCR)の情報も、租税条約等の情報交換の枠組みのもと、本年9月までに、わが国と相手国との間で自動的に共有されることになる。

このように納税者自身がこれまで以上に移転価格問題にコミットメントしたうえで申告を行うというしくみが整ったなかで、そのコミットメントの内容が果たして適切なものか、そのチェックの役割を担う税務調査も大きく変化しようとしている。

今回の特集では、まず、ポストBEPS各国でBEP

S対応税制が導入された後の時代において、グローバルベルでの環境変化が企業の移転価格対応にどのような変化を及ぼすかを占ったうえで、わが国課税当局の新たな動きをフォローする。

そして、移転価格問題と切っても切り離せない「国外関連者に対する寄附金課税」の問題を取り上げたい。国外関連取引に対し、相互協議での二重課税の排除が困難な寄附金課税の積極的な執行は世界的にも珍しく、わが国特有の問題としてその処方箋も示したい。

## 第1章

# 各国当局間での情報共有の影響は？ 移転価格税制に関する グローバルでの環境変化

## 税務当局間でシェア する情報の質的・量的 的拡大

BEPS対応税制<sup>(1)</sup>導入後、一定規模以上の企業グループについては、各国税務当局がこれまで以上にグローバルな移転価格関連情報を事前に、かつ広範に保有することになった。まず、一定の基準に達した場合には、①親会社で毎年作成し、

提出したグローバルな各国数値情報

を含む国別報告書(CbCR)そのものが、原則として租税条約上の自動的情報交換システムを経由して、子会社所在地の各税務当局に毎年提供される。そして、②グローバルなサプライチェーンや、無形資産、そしてグループ間金融を含んだ移転価格ポリシー等が記載された事業概況報告事項(マスターファイル)については、各拠点の所在地の法令で作成・提供が求められることになる。

また、マスターファイル、ローカ

ルファイルについては、親会社所在地国または子会社所在地の法令で作成・提出等が義務づけられていなかったとしても、いずれかの国で義務づけが行われている場合、税務当局は任意で提出を求めてくることは当然に予想されるし、実際に税務調査で求められているケースもある。また、求めに応じなかったとしても、二国間の租税条約に基づく情報交換ネットワークを活用して交換が行わ

れることは十分に考えられる。

(1) G7およびG20をはじめOECDのイニシアティブに基づく、CbCR、マスターファイルおよびローカルファイルによる税務当局への報告制度。

## 移転価格調査の 他国への波及リスク

前記のように、各国の税務当局はこれまで以上に、事前に、かつ広範に移転価格関連情報を入手することができるようになり、調査対象企業の選定の精度も向上しているものと想定されることから、調査対象となった場合には、従来以上に厳しい対応を迫られるケースが多くなると予想できる。

特に、子会社所在地の税務当局による移転価格調査については、かなり大きな質的転換が起きるのではないかと考えられる。これは外国に拠点を置く日系子会社や日本に拠点を置く外資系子会社に対する税務調査のいずれにもいえる。

前述のように、BEPS対応税制導入により、子会社所在地の税務当局はこれまでに得られなかったような質的内容の情報を手にすることができるようになった。すなわち、ポストBEPS時代にあつては、各国税務当局は、親会社の機能・リスクについて、より詳細な情報を得る